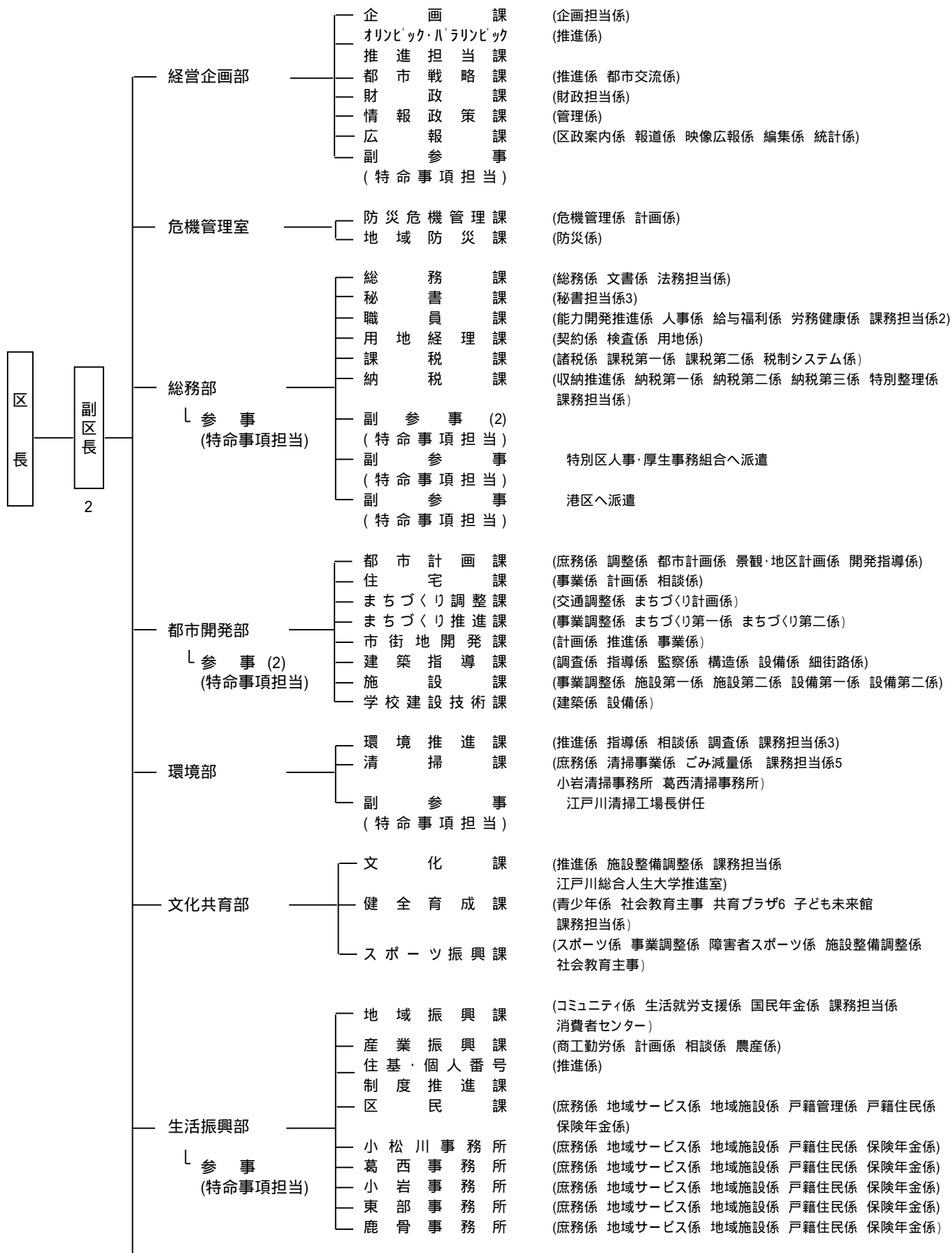
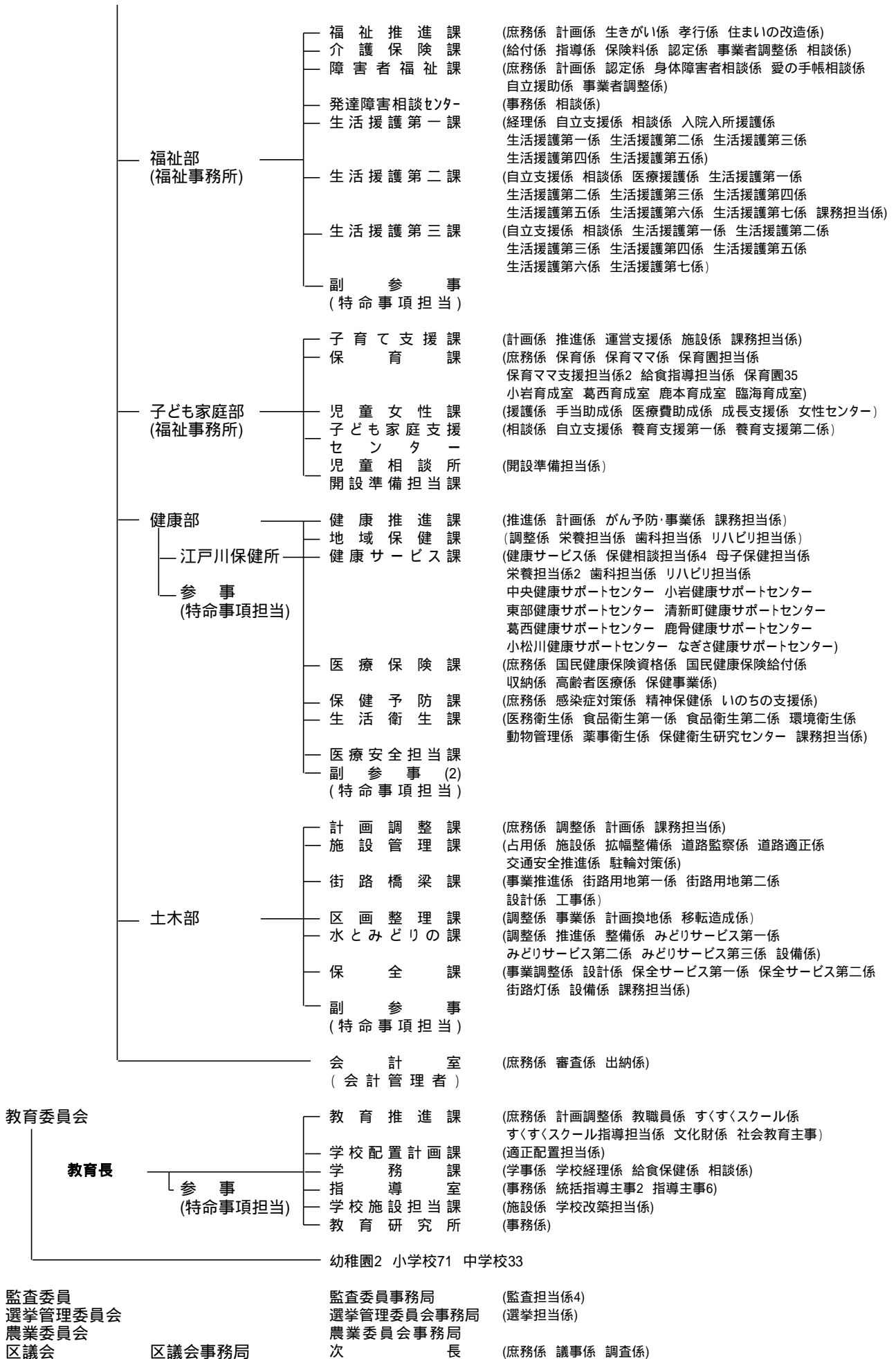


1 4 付 録

江戸川区の組織 (平成30年11月1日)





各種統計調査の用語について

1 基幹統計調査

統計法により、総務大臣が国政上重要と認めて指定し、その旨を公示した統計調査をいいます。

国勢調査、経済センサス、商業統計調査、工業統計調査など、区の統計係で実施している調査は全て基幹統計調査です。

統計法は基幹統計調査について、結果公表の原則、統計調査員制度、調査対象の申告義務、調査員をはじめとする公務員の守秘義務などを規定しています。

2 住民基本台帳人口（世帯数）と国勢調査人口

住民基本台帳人口（世帯数）は、調査時点において住民基本台帳に現住者として記載されている人数（世帯数）で、平成24年7月9日に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人を含む人口（世帯数）となっています。

一方、国勢調査人口は、調査時に調査の地域に常住している人数（常住人口）のため、住民基本台帳人口とは通常異なる数値になります。

3 世帯

現在、国勢調査に用いられている世帯の定義は下記のとおりです。

(1) 一般世帯

住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、それらの世帯と住居を共にし別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍や独身寮などに居住している単身者です。

(2) 施設等の世帯

寮・寄宿舍等に居住する学生・生徒、病院等の入院患者、社会施設・矯正施設の入所者、自衛隊営舎内居住者などの集まり。棟ごと、建物ごとなどでまとめて1つの世帯としています。

他の各種統計調査は、世帯の定義が調査によって多少異なる場合があります。

4 昼間人口

就業者または通学者が従業・通学している従業地・通学地による人口で、従業地・通学地集計の結果を用いて算出された人口です。また、夜間勤務の者、夜間の学校に通っている者も便宜上昼間就業者・昼間通学者とみなして昼間人口に含めており、昼間人口には買物客などの非定期的な移動については考慮していません。

5 事業所

物の生産やサービスの提供などの経済活動が業として行われている個々の場所をいい、同一企業でも本社（店）、支店、工場等はそれぞれ別の事業所とみなされます。

経済センサス、商業統計、工業統計など、各種の経済統計で調査単位として用いられます。

6 産業分類

産業とは事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産、または提供に係るすべての経済活動をいいます。教育、宗教、医療、公務など非営利的活動も含まれますが、家庭内で家族が行う家事労働は含めません。

統計を作る場合、これらの多くの産業を体系的に分類する必要がありますが、それぞれの統計で異なった分類が使用されていると大変不便です。そのために我が国では『日本標準産業分類』が定められています。

この分類では、まず各産業を大分類（旧はA～N、新はA～S）に分類し、さらに中分類（2桁の数字）、小分類（3桁の数字）、細分類（4桁の数字）の計4段階に分類しています。

7 指数

ある数値（商品の価格など）の変化を時間的、場所的に比較するために用いられる相対比で、通常、基準となる時点または地域の数値を「100」として、それに対する割合で表されます。異なる種類の商品価格のように、直接比較することのできない数値も、指数化することによって比較ができるようになります。

主な基幹統計

| 名称 | 実施機関 | 目的 | 始・周期 | 結果の公表 |
|-----------|--------------|---|--|---|
| 国勢調査 | 総務省 | 国内の人口の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料とする。調査は10年ごとの大規模調査、その中間の5年目の簡易調査が実施されている。調査年の10月1日現在、日本国内に居住する人全員を調査対象とする。 | 大正9年 5年ごと | 東京都区市町村町丁別報告 (都) 国勢調査報告(国) |
| 経済センサス | 総務省 経済産業省 | 事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにするとともに、母集団情報を整備する。全国の農林漁業等を除くすべての事業所を対象とし、「経済の国勢調査」ともいえる。 | 平成21年 基礎調査 として実施 基礎調査の 2年後に 活動調査を 実施 | 経済センサス調査報告 (都・国) |
| 毎月勤労統計調査 | 厚生労働省 | 雇用、給与及び労働時間について、毎月その動きを全国及び都道府県別に明らかにする。 | 昭和22年 毎月 | 東京都の賃金・労働時間 及び雇用の動き(都) 毎月勤労統計調査報告(国) 毎月勤労統計調査総合報告 (国) |
| 工業統計調査 | 経済産業省 | 製造業を営む事業所について、業種別、従業者規模別、地域別等に従業者数、製品出荷額等を把握することにより、我が国の工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料とする。 | 明治42年 毎年 (経済センサス ー活動調査 実施年の 前年を除く) | 東京の工業(都) 工業統計表(国) |
| 学校基本調査 | 文部科学省 | 学校教育法により設置された、すべての学校について、学校数、在学者数、教職員数、卒業者の進路及び学校施設等、学校に関する基本的な状況を明らかにし、教育行政資料とする。 | 昭和23年 毎年 | 学校基本統計(都・国) |
| 住宅・土地統計調査 | 総務省 | 住宅及び住宅以外で人が居住する建物について、建物の用途や規模、建て方、その所有関係や、現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を明らかにし、住生活関係諸施策の基礎資料とする。 | 昭和23年 5年ごと | 住宅・土地統計調査報告(国) |

調査の概要

| 名称 | 実施機関 | 目的 | 始・周期 | 結果の公表 |
|----------|-------|---|----------------------------------|---|
| 商業統計調査 | 経済産業省 | 全国の卸売・小売業を対象として、経営組織、従業者数、年間商品販売額などを調査し、商業の実態を明らかにする。 | 昭和27年 経済センサス -活動調査の 2年後 | 商業統計調査報告(都) 商業統計表(国) |
| 農林業センサス | 農林水産省 | 耕地や山林の面積、家畜の飼育数、農業雇用労働など、農林業の実態を把握し、農林行政に必要な基礎資料を整備する。この調査は統計の国際条約に基づく10年目ごとの世界センサスと、その中間の5年目に行われる国内センサスとがある。 | 昭和25年 5年ごと | 農林業センサス結果報告 (都・国) |
| 労働力調査 | 総務省 | 就業状態、働いている人の企業全体の従業者数、仕事の種類、求職理由や転職の希望など、就業及び不就業状態の月々の変化を明らかにし、経済対策、雇用対策などに必要な基礎資料とする。 | 昭和21年 毎月 | 労働力調査報告(国) |
| 小売物価統計調査 | 総務省 | 国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格、サービスの料金及び家賃などを調査して、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料とする。 | 昭和25年 毎月 | 東京の物価(月報)(都) 小売物価統計調査報告(国) 消費者物価指数(国) |
| 商業動態統計調査 | 経済産業省 | 商業を営む事業所を対象に商品販売額や、従業者数を調査することによって、事業活動の動向を明らかにする。 | 昭和28年 毎月 | 商業動態統計月報(国) |
| 建設工事統計調査 | 国土交通省 | 建設事業所の資本金、出資金、工事種類、年間完成工事高、受注高など建設工事及び建設業の実態を明らかにする。 | 昭和30年 毎年 | 建設工事施行統計調査報告 (国) |
| 就業構造基本調査 | 総務省 | 無作為に抽出された世帯及びその世帯の15歳以上の常住世帯員を対象に、就業、不就業の状態、転職希望の有無、求職活動の有無、世帯の収入の種類や年間収入などを調査し、各種諸施策の資料とする。 | 昭和31年 5年ごと | 就業構造基本調査報告(国) |
| 全国消費実態調査 | 総務省 | 家計の実態を把握し、全国及び地域別の所得分布、消費の水準・構造に関する基礎資料とする。 | 昭和34年 5年ごと | 全国消費実態調査報告(国) |